

議案第 29 号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例

野田市介護保険条例（平成12年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「除く。）」の次に「及び令和4年度相当分の保険料であつて、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得した等の理由により、令和5年4月1日以降に普通徴収に係る保険料の納期限が到来するもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の保険料の減免措置に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市介護保険条例(平成12年野田市条例第7号)

改正案	現行
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)及び令和4年度相当分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得した等の理由により、令和5年4月1日以降に普通徴収に係る保険料の納期限が到来するものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>